

令和6年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第17号

令和6年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月16日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年3月1日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和6年第1回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和6年3月19日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之	総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長補佐	平田友彦

○白川正樹議長 おはようございます。

生涯学習課長所用のため、平田課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

冒頭、竹林昌秀君より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

今定例議会2日目の発言取消しの提出時の私の謝罪は、当事者の福祉保険課長に届いていない御指摘もあり、同課長の名誉回復と尊厳のために、再度、陳謝させていただきます。

また、併せて議会の信頼回復につながればありがたく存じます。

私が行った2月15日に福祉保険課を訪れての3月定例議会への資料提出の求めは、常任委員会を経由してのものではなくて、行き過ぎたものでした。また、その際に周囲が振り向くほどの大声となり、全く礼を失したものだたと深く反省しています。

また、3月1日の本会議での発言の後には、同課長の心労に思いを寄せて、お心を収めていただくには何ができるのか、どのように償いをさせていこうかと思ひ煩う日々を送っています。いまだ的確な手だては見いだせていませんが、冷却期間が要ることの御助言もあり、時期を計って対処させていただくつもりです。

同課長の力量に懸念を持っているわけでは全くありません。懸命に職員を統率して、途方もなく幅広い職責を全うしていることをこの本会議場にてお認め申し上げます。そして、今後の同課長の職務が円滑に推進されるように、私は全力を挙げることをお誓い申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

また、町長以下の執行部、議員と事務の方々には、こうした不用意な発言によりお心を煩わせて、繁忙な3月定例議会を混乱させてしまいました。これを重く受け止めて、心よりおわび申し上げます。

何よりも、執行部と議会の信頼関係が揺らぐ事態を招いたことは誠に痛切であり、年がいもなく骨身にしみる重大なものであると深く反省しています。議会が何を問い、それを

どのように求めるのか、入念に再検討せねばならんと心を引き締めています。

この反省を今後の立ち居振る舞いの期間において、二度とこうした事態を招かぬように、議会基本条例ほかの法令や例規にのっとり、執行部と議会の円滑な関係の構築のために、議員の本分の発揮を心がけます。住民と地域のために制度を理解して、穏当に実態と課題を掌握して、審議に全力を挙げることをお誓い申し上げます。

さらには、これまでの経験からだけではなく、時代の潮流に沿って、直近の動向を踏まえた言動に留意させていただきます。皆様、何とぞよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

御静聴くださり誠にありがとうございます。

○白川正樹議長 以上で、竹林昌秀君の発言は終わりました。

議長から竹林昌秀議員に申し上げます。

今、述べた謝罪の言葉を常に心に留め、肝に銘じて、これからは言葉、行為には節度を持ってください。竹林昌秀議員にとっては町民の幸せを願っての行動だろうとは思いますが、今までは思いが強過ぎた感は否めません。職員もまた住民の幸せを願って頑張って仕事をしています。これからは町民の幸せは議員と職員の共通の目的であることを自覚し、対等の立場だということを思い、議会のルールを守って議員活動を行うようお願いいたします。

また、議会としても、執行部からのハラスメント等の防止に関する申入書により、今回のことを重く受け止めて、議会内のルールづくりやハラスメント研修等を実施したいと考えていますので、議員各位にも御協力をよろしくお願いいたします。

議長からは以上です。

それでは、日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

まず、議案関係について、会議規則第14条第3項の規定に基づく意見書案1件の提出がありました。

次に、各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出がありました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

以上で、議会報告を終わります。

○白川正樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

○**川西米希子議会運営委員長** 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

3月18日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、執行部、議長同席の下に、議会運営委員会委員全員が出席し、第1回定例会最終日の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 議案第3号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の廃止について

日程第7 議案第4号 まんのう町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第8 議案第5号 まんのう町特別会計条例の一部改正について

日程第9 議案第6号 まんのう町印鑑条例の一部改正について

日程第10 議案第7号 まんのう町介護保険条例の一部改正について

日程第11 議案第8号 美合辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第12 議案第9号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第13 議案第10号 本日辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第14 議案第11号 字の区域の変更について

日程第15 議案第12号 まんのう町道路線の変更について

日程第16 議案第13号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について

日程第17 議案第14号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号

日程第18 議案第15号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）

第2号

日程第19 議案第16号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号

日程第20 議案第17号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第

2号

日程第21 議案第18号 令和6年度まんのう町一般会計予算（案）

日程第22 議案第19号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

日程第23 議案第20号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

日程第24 議案第21号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

日程第25 議案第22号 令和6年度まんのう町下水道事業会計予算（案）

日程第26 発委第1号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書（案）

日程第27 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○**白川正樹議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○**白川正樹議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、真鍋泰二郎君、2番、石崎保彦君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○**白川正樹議長** 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

○**白川皆男教育民生常任委員長** 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月6日、7日に全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第15号から議案第17号、議案第19号から議案第21号の9件であります。

初めに、議案第3号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の廃止について、執行部より、譲渡対象であった827基の浄化槽の譲渡手続が令和5年度をもって全て完了し、譲渡後は個人管理となることから、本条例を廃止するものであるとの説明がありました。

委員より、譲渡後の法定検査などの実施状況を確認し、水質保全を目的として指導、監督するようにとの意見がありました。

次に、議案第6号 まんのう町印鑑条例の一部改正については、マイナンバーカードとスマートフォンを利用する方法が新たに追加され、その追加されたサービスに対応するため、本条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

委員より、今回の追加サービスにおける住民の理解状況について質疑があり、執行部より、ほとんどの方は利用したことがないため、分かりづらいのではないかと思うとの答弁がありました。

委員より、住民への周知の方法を工夫するようにとの意見がありました。

次に、議案第7号 まんのう町介護保険条例の一部改正については、執行部より、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする第9期介護保険事業計画に基づいて

介護保険料等を改定するもので、介護保険料は保険料基準額を月額6,900円、年額8万2,800円に決定し、所得段階についても、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に基づき、現行の9段階から13段階に改正するものであるとの説明がありました。

委員より、介護保険料の値上げについて質疑があり、執行部より、物価高騰などで介護事業経営が悪化している特別養護老人ホームなどの大部分のサービス基本報酬を引き上げ、処遇改善したことが主な要因であるとの答弁がありました。

次に、議案第15号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号について、執行部より、歳入では、実績見込みによる国民健康保険税や県支出金の減額などで、歳出では、実績見込みによる保険給付費、国民健康保険事業費納付金の減額と基金積立金の増額などである。また、直営診療施設勘定内科では、実績精査などによる減額であるとの説明がありました。

委員より、国民健康保険の事業運営にコロナの影響はあったのかとの質疑があり、執行部より、コロナ禍では受診控えがあり、国民健康保険給付費は減少していたが、現在はコロナ禍前の水準に戻っている。なお、国民健康保険の被保険者が減少していることもあり、国民健康保険の予算総額は減少傾向にあるとの答弁がありました。

次に、議案第16号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号について、執行部より、歳出において、後期高齢者医療広域連合納付金では負担金額の確定による減額と、諸支出金では保険料還付金の増額である。なお、歳出の減額額に併せて歳入を減額しているとの説明がありました。

委員より、後期高齢者医療費の抑制について研究する必要があるとの意見があり、執行部より、まんのう町の症例のデータ収集及び検証を行い、医療費の抑制に取り組んでいるが、まんのう町だけで取組を進めても医療費の抑制にはつながらないので、県と連携をして、県下全体での骨折予防対策などの取組を提言しているとの答弁がありました。

議案第17号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について、執行部より、歳出の主なものでは、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費が実績見込みによる減額と介護報酬手当の改定によるシステム対応のため中讃広域行政事務組合負担金の増額である。なお、歳出の減額額に併せて歳入を減額しているとの説明がありました。

委員より、居宅サービスの減額について質疑があり、執行部より、居宅介護が減り、施設入所者が増えていることが減額に影響していると思われるとの答弁がありました。

次に、議案第19号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）について、執行部より、事業勘定では、歳入歳出それぞれ21億8,000万円とし、直営診療施設勘定歯科では、歳入歳出それぞれ450万円、直営診療施設勘定内科では、歳入歳出それぞれ6,320万円であるとの説明がありました。

委員より、国保運営協議会での視察研修について質疑があり、執行部より、現在のところ

ろ視察研修の予定はないとの答弁がありました。

次に、議案第20号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、執行部より、歳入歳出それぞれ3億7,000万円とし、総務費の微増と後期高齢者医療広域連合納付金の増額などであるとの説明がありました。

委員より、保険基盤安定繰入金について質疑があり、執行部より、国、県分の後期高齢者保険基盤安定拠出金を一般会計の歳入で受け入れ、町分と合わせて後期高齢者医療特別会計に保険基盤安定繰入金として繰り入れるものであるとの説明がありました。

次に、議案第21号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について、執行部より、歳入歳出それぞれ27億4,400万円とし、総務費の減額と保険給付費の増額及び地域支援事業費の微減などであるとの説明がありました。

委員より、今後の重点的な取組はあるのかとの質疑があり、執行部より、介護予防事業を拡大させ、介護保険料の抑制につながる取組を重点的に実施し、特に認知症予防に注力したいとの答弁がありました。

以上が議案審議の主な質疑や答弁等の報告です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

それでは、付託された議案について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第3号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の廃止について、全会一致で可。議案第6号 まんのう町印鑑条例の一部改正について、全会一致で可。議案第7号 まんのう町介護保険条例の一部改正について、全会一致で可。議案第15号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第16号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第17号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第19号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第20号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第21号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○白川正樹議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。

○合田正夫建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月8日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第4号、議案第11号、議案第12号、議案第22号の4件であります。

初めに、議案第4号 まんのう町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、執行部より、近年の急激な人口減少に伴うサービス需要や料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新事業の増大等により、下水道事業は厳しさを増しており、今後の安定したサービス提供のためには、公企業会計の適用により、全てのコストを見える化し、経営改善につなげていくことが必要である。このことにより、令和6年4月以降は総務省により下水道事業の企業会計化が必須となり、他の市町でも同様に下水道の企業会計化が進められており、中讃管内で企業会計に移行できていない琴平町、多度津町、まんのう町で共通のシステムを協同で整備することを3年前から進め、令和6年4月から企業会計に移行するため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

次に、議案第11号 字の区域の変更について、執行部より、仲南地区佐文において、県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（ほ場整備事業）佐文地区を施行したことに伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったため、新字界を定めるものであるとの説明がありました。

次に、議案第12号 まんのう町道路線の変更について、執行部より、当該長炭地区の町道片岡東線は地元住民の生活基盤道路となっているが、町道認定区間が道路路線の途中で止まっており、今後、道路区間全線を町道として管理していくため、終点部の変更であるとの説明がありました。

これらの3議案については、委員より特に質疑はありませんでした。

次に、議案第22号 令和6年度まんのう町下水道事業会計予算（案）について、執行部より、下水道特別会計及び農業集落排水特別会計が廃止され、令和6年度より企業会計となり、収益的収支の収入については総額2億576万8,000円を計上し、支出については総額2億2,735万円を計上している。また、資本的収支の収入においては9,160万円を計上し、支出は総額1億1,974万1,000円などであるとの説明がありました。

委員より、予備費について質疑があり、執行部より、下水道特別会計と農業集落排水特別会計に予算計上していた額を合算して計上しているとの答弁がありました。

以上が議案審議の主な質疑や答弁等の報告です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第4号 まんのう町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、全会一致で可。議案第11号 字の区域の変更について、全会一致で可。議案第12号 まんのう町道路線の変更について、全会一致で可。議案第22号 令和6年度まんのう町下水道事業会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。以上です。

○白川正樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○白川正樹議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月13日、全員協議会室におきまして、委員全員、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第14号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号及び議案第18号 令和6年度まんのう町一般会計予算（案）の所管部分で行った質疑等の報告がありました。

なお、報告された内容はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしくお願ひします。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第5号、議案第8号から議案第10号、議案第13号、議案第14号、議案第18号の7件であります。

まず、議案第5号 まんのう町特別会計条例の一部改正について、執行部より、令和6年度から下水道特別会計及び農業集落排水特別会計が統合して地方公営企業法の適用を行い、企業会計に移行になることと、浄化槽整備推進事業特別会計が事業完了により廃止となることから、本条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

この議案については、委員より特に質疑等はありませんでした。

次に、議案第8号 美合辺地に係る総合整備計画の策定についてから議案第10号 本目辺地に係る総合整備計画の策定については、「辺地に係る公共的な施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき策定するものであり、辺地とその他地域との住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るもので、対象事業は施設整備のハード事業となる。なお、当該計画は令和6年度から5か年の総合整備計画を定めるものであるとの説明がありました。

委員より、計画エリアの決定方法について質疑があり、執行部より、辺地となる基準があり、整備事業が必要となった地区が対象となるか算定し、国、県と協議をしながら計画エリアを決定しており、町としても対象となる地区が広いほど財政面で有利になるため、必要に応じて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第13号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について、執行部より、ごみ処理施設集約化計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関することに係る負担割合について、これまでの計画ごみ量割のみであったものを、それぞれの必要経費に分類して負担割合を定めるものであり、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるとの説明がありました。

委員より、協議会で行った負担割合の変更協議の中でどのような討論があったのかとの質疑があり、執行部より、平等割案もあり、様々な意見が出たが、人口割及び搬入ごみ量割によって算出する負担割合で2市3町が合意したとの答弁がありました。

次に、議案第14号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号については、執行部より、歳入歳出の主な説明がありました。

委員より、自治会助成金が減額している理由について質疑があり、執行部より、自治会助成金は自治会の人数により算出しており、最近では高齢などによる理由で脱退者が増加していることが減額の要因と思われるとの答弁がありました。

委員より、長期債償還利子の減額について質疑があり、執行部より、システムより算出した額を当初予算に計上しているが、10年や30年ごとに見直しする利子については算出が困難なため、補正で対応しているとの答弁がありました。

委員より、消防費の仲多度南部消防組合負担金の繰越明許について質疑があり、執行部より、今年度、発注していた消防指揮車の納期が令和6年度になることとなったためであるとの答弁がありました。

次に、議案第18号 令和6年度まんのう町一般会計予算（案）について、執行部より、歳入歳出予算の総額は117億1,000万円で、対前年度比1億2,000万円の減額の1.0%減である。

歳入について、主なものは町税と地方交付税の増額、繰入金では、財政調整基金の増額、町債では、四条公民館増築整備事業などの大型事業が皆減したことによる減額である。

次に、歳出の主なものは、総務費では、統合型・公開型GIS再構築業務委託料及びエピアみかどの浄水施設の改修に係る工事請負費などの皆増による増額、土木費では、下水

道事業会計負担金の減額、消防費では、消防車両機器整備事業負担金の皆減などによる減額であるとの説明がありました。

委員より、エピアみかどの浄水施設の改修に要する費用について、琴南地区特定施設に関する基金を充てることはできないかとの質疑があり、執行部より、令和7年度に浄水処理施設の改修工事を計画しており、その際には琴南地区特定施設に関する基金を充てることも検討したいとの答弁がありました。

委員より、町ホームページの更新業務委託について質疑があり、執行部より、現在の予定ではプロポーザル方式で発注し、検索が簡単で見やすいデザインにしたい。また、町広報誌のQRコードからホームページの関係ページに案内できる機能も検討しているとの答弁がありました。

委員より、仲南福祉バスやかりんバスなどを地域公共交通計画の中に連携して協議会で検討していくようにとの意見がありました。

委員より、消防資機材購入費について質疑があり、執行部より、小型動力ポンプを2台、軽積載車1台などを予定しているとの答弁がありました。

以上が議案審議の主な質疑や答弁等の報告です。

なお、いずれも討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第5号 まんのう町特別会計条例の一部改正について、全会一致で可。議案第8号 美合辺地に係る総合整備計画の策定について、全会一致で可。議案第9号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について、全会一致で可。議案第10号 本目辺地に係る総合整備計画の策定について、全会一致で可。議案第13号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について、全会一致で可。議案第14号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号、全会一致で可。議案第18号 令和6年度まんのう町一般会計予算（案）、全会一致で可 とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 議案第3号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の廃止について

○白川正樹議長 日程第6、議案第3号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の廃止

についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の廃止についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 まんのう町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○白川正樹議長 日程第7、議案第4号 まんのう町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 まんのう町特別会計条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第8、議案第5号 まんのう町特別会計条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 まんのう町特別会計条例の一部改正についての件を採決いたし

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 まんのう町印鑑条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第9、議案第6号 まんのう町印鑑条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町印鑑条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 まんのう町介護保険条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第10、議案第7号 まんのう町介護保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 まんのう町介護保険条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 8 号 美合辺地に係る総合整備計画の策定について

○白川正樹議長 日程第 1 1、議案第 8 号 美合辺地に係る総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 8 号 美合辺地に係る総合整備計画の策定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 9 号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について

○白川正樹議長 日程第 1 2、議案第 9 号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 9 号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 1 0 号 本目辺地に係る総合整備計画の策定について

○白川正樹議長 日程第 1 3、議案第 1 0 号 本目辺地に係る総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 本目辺地に係る総合整備計画の策定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 字の区域の変更について

○白川正樹議長 日程第14、議案第11号 字の区域の変更についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 字の区域の変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 まんのう町道路線の変更について

○白川正樹議長 日程第15、議案第12号 まんのう町道路線の変更についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号 まんのう町道路線の変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について

○白川正樹議長 日程第16、議案第13号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号

○白川正樹議長 日程第17、議案第14号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号

○白川正樹議長 日程第18、議案第15号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号

○白川正樹議長 日程第19、議案第16号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号

○白川正樹議長 日程第20、議案第17号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第17号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2

号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第21 議案第18号 令和6年度まんのう町一般会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第21、議案第18号 令和6年度まんのう町一般会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第18号 令和6年度まんのう町一般会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第19号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第22、議案第19号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第19号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 6 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第 2 3、議案第 2 0 号 令和 6 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 0 号 令和 6 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 6 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第 2 4、議案第 2 1 号 令和 6 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 1 号 令和 6 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 6 年度まんのう町下水道事業会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第 2 5、議案第 2 2 号 令和 6 年度まんのう町下水道事業会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 2 号 令和 6 年度まんのう町下水道事業会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 6 発委第 1 号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書（案）

○白川正樹議長 日程第 2 6、発委第 1 号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

○白川皆男教育民生常任委員長 発委第 1 号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書（案）をまんのう町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出いたします。

これはさきの教育民生常任委員会において、全会一致で提出することに決定したものです。

それでは、提案理由を申し上げます。

現行民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改める旨の規定をしています。しかし、家族の在り方も多様化し、国においても女性活躍を推進するなど、社会の考え方や価値観も変化しています。

現在、氏名は個人の尊厳や人権に関わるものであり、改姓を望まない者にとって、旧姓の通称使用では根本的な解決にならないなどを理由として選択的夫婦別姓の法制化を求める声が高まっています。

他方では、夫婦でありながら同じ姓を名乗らない夫婦別姓制度よりも、より絆の深い一体感のある夫婦関係や家族関係を築くことのできる制度であるなどとして、現行の夫婦同姓制度を支持する意見もあり、世論は分かれています。

夫婦別姓をめぐる訴訟の判決において、最高裁判所は夫婦同姓規定を合憲とする一方で、

制度の在り方を国会の審議に委ねる判断を示しています。

これらのことから、国に対し、選択的夫婦別姓制度について早期に社会に開かれた形で、様々な観点から積極的かつ十分な議論をされるように強く求めるもので、地方自治法第99条の規定により、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣宛てに提出するものです。

なお、字句の修正等につきましては、議長に一任いたします。

御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第1号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書（案）の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 閉会中の継続調査について

○白川正樹議長 日程第27、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務調査について、また、議会運営委員長から議会運営を効率的かつ円滑に行うため、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、継続調査を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和6年第1回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年3月19日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員